

能登半島地震で発生した災害廃棄物の処理を開始します

令和6年能登半島地震の被災地では、損壊家屋等の解体・撤去に伴う災害廃棄物が大量に発生しており、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図る観点から、これらを適正かつ円滑・迅速に処理を進めていくことが急務となっています。

本年8月の時点で、環境省及び石川県からの要請に基づき、本市では、東京都、横浜市と連携して支援を行う発表を行ったところですが、この間、環境省、被災自治体、連携自治体と協議を重ね、9月13日、「令和6年能登半島地震に伴う災害廃棄物の処理に関する協定」を締結しました。

この協定に基づき、被災地の早期復興に向け、**9月末を目途に災害廃棄物の処理を開始します。**

1 災害廃棄物の処理について

輪島市、珠洲市で発生した建物の解体等に伴う災害廃棄物を、川崎市及び横浜市が所有している鉄道輸送コンテナを活用し、石川県内から都内等の貨物駅に鉄道輸送で運搬、9月末頃からの処理に向けて調整中。

(1) 処理期間

令和6年9月末頃から令和8年3月31日まで

(2) 処理施設

- ・浮島処理センターで焼却処理
- ・浮島埋立処分場で焼却灰の最終処分

(3) 災害廃棄物の性状

木くずを含む可燃性混合廃棄物

(4) 輸送方法

鉄道輸送コンテナで搬出。

(参考) 平成28年熊本地震に伴う災害廃棄物受入れ

当初は、本市の鉄道輸送コンテナ6基を活用しますが、今後、輸送量確保に向けて貸与するコンテナを増やしていきます。



2 受入（処理）量

受入開始時は、1日あたり4～8トン程度（コンテナ1～2基分）を想定。

今後、被災市の解体が加速していくことを想定し、処理可能量を月あたり250トン以上確保していきます。

※受入開始日が決まり次第、取材依頼をさせていただきます。

【問合せ先】

川崎市環境局施設部処理計画課 池田
電話 044-200-2586